

中野区国民健康保険条例（昭和 34 年中野区条例第 13 号）新旧対照表

改正案	現行
目次	目次
第 1 章 総則（第 1 条）	第 1 章 総則（第 1 条）
第 2 章 国民健康保険運営協議会（第 2 条・第 3 条）	第 2 章 国民健康保険運営協議会（第 2 条・第 3 条）
第 3 章 被保険者（第 4 条）	第 3 章 被保険者（第 4 条—第 4 条の 3）
第 4 章 保険給付（第 5 条—第 12 条）	第 4 章 保険給付（第 5 条—第 12 条）
第 5 章 保健事業（第 13 条）	第 5 章 保健事業（第 13 条）
第 6 章 保険料（第 14 条—第 24 条の 4）	第 6 章 保険料（第 14 条—第 24 条の 4）
第 7 章 雑則（第 25 条・第 26 条）	第 7 章 雑則（第 25 条・第 26 条）
第 8 章 罰則（第 27 条—第 29 条）	第 8 章 罰則（第 27 条—第 29 条）
附則	附則
第 1 章・第 2 章 （略）	第 1 章・第 2 章 （略）
第 3 章 被保険者	第 3 章 被保険者
第 4 条 （略）	第 4 条 （略）
	<u>第 4 条の 2 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所している者のうち、別に区長が定める基準に該当するものは、被保険者としな</u>
	<u>い。</u>
	第 4 条の 3 削除
第 4 章 保険給付 （保険給付の種類）	第 4 章 保険給付 （保険給付の種類）
第 5 条 区は、次の各号に掲げる保険給付を行う。	第 5 条 区は、次の各号に掲げる保険給付を行う。
(1) 療養の給付	(1) 療養の給付
(2) 入院時食事療養費の支給	(2) 入院時食事療養費の支給
(3) 入院時生活療養費の支給	(3) 入院時生活療養費の支給
(4) 保険外併用療養費の支給	(4) 保険外併用療養費の支給
(5) 療養費の支給	(5) 療養費の支給
(6) 訪問看護療養費の支給	(6) 訪問看護療養費の支給
(7) 特別療養費の支給	(7) 特別療養費の支給
(8) 移送費の支給	(8) 移送費の支給
(9) 高額療養費の支給	(9) 高額療養費の支給
<u>(10) 高額介護合算療養費の支給</u>	<u>(10) 出産育児一時金の支給</u>
<u>(11) 出産育児一時金の支給</u>	<u>(11) 葬祭費の支給</u>
<u>(12) 葬祭費の支給</u>	<u>(12) 結核医療給付金又は精神医療給付金（以下</u>
<u>(13) 結核医療給付金又は精神医療給付金（以下</u> 「結核・精神医療給付金」という。）の支給	<u>「結核・精神医療給付金」という。）の支給</u>
第 6 条 （略）	第 6 条 （略）
（一部負担金）	（一部負担金）
第 7 条 保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）において、療養の給付を受ける被保険者は、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を一部負担金として、当該給付を受ける際、当該保険医療機関等に支払わなければなら	第 7 条 保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）において、療養の給付を受ける被保険者は、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を一部負担金として、当該給付を受ける際、当該保険医療機関等に支払わなければなら

ない。

- (1) 6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後であつて70歳に達する日の属する月以前である場合 100分の30
- (2) 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合 100分の20
- (3) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 100分の20
- (4) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する者に限る。）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき 100分の30

第8条及び第8条の2～第9条の9 （略）

（高額介護合算療養費）

第9条の10 高額介護合算療養費の支給は、法第57条の3に定めるところによる。

（出産育児一時金）

第10条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として350,000円を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によつて、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

（葬祭費）

第11条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として70,000円を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定によつて、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

（結核・精神医療給付金）

第12条 結核医療給付金は、被保険者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

ない。

- (1) 6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後であつて70歳に達する日の属する月以前である場合 100分の30
- (2) 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合 100分の20
- (3) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 100分の10
- (4) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する者に限る。）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき 100分の30

第8条及び第8条の2～第9条の9 （略）

（出産育児一時金）

第10条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として350,000円を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によつて、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

（葬祭費）

第11条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として70,000円を支給する。

（結核・精神医療給付金）

第12条 結核医療給付金は、被保険者（老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療

(平成10年法律第114号)第37条の2第1項(同法第64条第1項の規定により読み替えられる場合を含む。)の規定による負担において医療に関する給付を受ける場合であつて、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める者が、第3項の規定による申請のあつた月の属する年度(結核医療給付金の申請のあつた月が4月又は5月の場合にあつては、前年度)分の特別区民税(市町村民税を含むものとし、地方税法(昭和25年法律第226号)第328条の規定によつて課する所得割を除く。以下この条において同じ。)が課されない者(条例の定めるところにより当該特別区民税を免除された者を含む。)である場合に支給する。	を受けることができる者を除く。以下この条において同じ。)が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条の2第1項(同法第64条第1項の規定により読み替えられる場合を含む。)の規定による負担において医療に関する給付を受ける場合であつて、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める者が、第3項の規定による申請のあつた月の属する年度(結核医療給付金の申請のあつた月が4月又は5月の場合にあつては、前年度)分の特別区民税(市町村民税を含むものとし、地方税法(昭和25年法律第226号)第328条の規定によつて課する所得割を除く。以下この条において同じ。)が課されない者(条例の定めるところにより当該特別区民税を免除された者を含む。)である場合に支給する。
(1) 20歳以上の被保険者 当該被保険者 (2) 20歳未満の被保険者 当該被保険者の世帯の世帯主	(1) 20歳以上の被保険者 当該被保険者 (2) 20歳未満の被保険者 当該被保険者の世帯の世帯主
2 精神医療給付金は、被保険者が障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第58条の規定による負担において医療(障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号。以下「支援法施行令」という。)第1条第3号に規定する精神通院医療に限る。)に関する給付を受ける場合であつて、支援法施行令第35条第1項第3号又は第4号に該当する者である場合に支給する。	2 精神医療給付金は、被保険者が障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第58条の規定による負担において医療(障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号。以下「支援法施行令」という。)第1条第3号に規定する精神通院医療に限る。)に関する給付を受ける場合であつて、支援法施行令第35条第1項第3号又は第4号に該当する者である場合に支給する。
3 結核・精神医療給付金の支給を受けようとする被保険者は、規則の定めるところにより区長に申請し、この条例による支給を受ける資格を証する書面の交付を受けなければならない。	3 結核・精神医療給付金の支給を受けようとする被保険者は、規則の定めるところにより区長に申請し、この条例による支給を受ける資格を証する書面の交付を受けなければならない。
4 結核・精神医療給付金の支給額は、次の各号に定めるものとする。 (1) 結核医療給付金の支給額は、第1項に規定する場合における自己の負担の額に相当する額とする。 (2) 精神医療給付金の支給額は、第2項に規定する場合における自己の負担の額に相当する額とする。ただし、支援法施行令第35条第1項第3号又は第4号に規定する額を限度とする。	4 結核・精神医療給付金の支給額は、次の各号に定めるものとする。 (1) 結核医療給付金の支給額は、第1項に規定する場合における自己の負担の額に相当する額とする。 (2) 精神医療給付金の支給額は、第2項に規定する場合における自己の負担の額に相当する額とする。ただし、支援法施行令第35条第1項第3号又は第4号に規定する額を限度とする。
5 被保険者が保険医療機関等において、第1項又は第2項の規定による医療に関する給付を受けたときは、区は、その被保険者が当該保険医療機関等に支払うべき前項に規定する額について、結核・精神医療給付金として、その被保険者の属する世帯の世帯主に対し支給すべき額の限度において、世帯主に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。	5 被保険者が保険医療機関等において、第1項又は第2項の規定による医療に関する給付を受けたときは、区は、その被保険者が当該保険医療機関等に支払うべき前項に規定する額について、結核・精神医療給付金として、その被保険者の属する世帯の世帯主に対し支給すべき額の限度において、世帯主に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。
6 前項の規定による支払があつたときは、世帯主	6 前項の規定による支払があつたときは、世帯主

に対し、結核・精神医療給付金（第４項に規定する自己の負担の額に係る高額療養費を含む。）の支給があつたものとみなす。

第５章 保健事業 (保健事業)

第１３条 区は、高齢者医療確保法第２０条の規定による特定健康診査及び高齢者医療確保法第２４条の規定による特定保健指導を行うものとするほか、被保険者の健康の保持増進又は保険給付のために必要な事業を行う。

第６章 保険料

第１４条 (略)

(保険料の賦課額)

第１４条の２ 保険料の賦課額は、被保険者である世帯主及びその世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令第２９条の７第１項に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（同項に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同項に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。

(一般被保険者に係る基礎賦課総額)

第１４条の３ 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第７条第１項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第１９条の２の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第１号に掲げる額の見込額から第２号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額、高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金等（以下

に対し、結核・精神医療給付金（第４項に規定する自己の負担の額に係る高額療養費を含む。）の支給があつたものとみなす。

第５章 保健事業 (保健事業)

第１３条 区は、被保険者の健康の保持増進のため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 保健衛生の向上に関すること。
- (2) 栄養改善に関すること。
- (3) 健康家庭等の表彰に関すること。
- (4) 前３号のほか、被保険者の健康の保持増進に関すること。

第６章 保険料

第１４条 (略)

(保険料の賦課額)

第１４条の２ 保険料の賦課額は、被保険者である世帯主及びその世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令第２９条の７第１項に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び介護納付金賦課被保険者（同項に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同項に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。

(一般被保険者に係る基礎賦課総額)

第１４条の３ 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法第８条の２に規定する退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第１９条の２の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第１号に掲げる額の見込額から第２号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額、老人保健法の規定による医療費拠出金の納付に要する費用の額から法第７０条第

「前期高齢者納付金等」という。）の納付に要する費用の額、保健事業に要する費用の額並びにその他の国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務（前期高齢者納付金等、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に関する事務を含む。次号において同じ。）の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、退職被保険者等に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用の額を除く。）の合算額から法附則第7条第1項第2号に規定する調整対象基準額に同号に規定する退職被保険者等所属割合（以下「退職被保険者等所属割合」という。）を乗じて得た額を控除した額（高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）

- (2) 当該年度における法第70条の規定による負担金（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第72条の規定による調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第72条の4第1項の規定による繰入金、法第72条の5の規定による負担金、法第74条の規定による補助金、法第75条の規定による補助金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）及び貸付金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。））その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執

1項第2号に規定する負担調整前老人保健医療費拠出金相当額に同号に規定する退職被保険者等加入割合を乗じて得た額を控除した額、保健事業に要する費用の額並びにその他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務（老人保健拠出金及び介護納付金（介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金という。以下同じ。）の納付に関する事務を含む。次号において同じ。）の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、退職被保険者等に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の額並びに介護納付金の納付に要する費用の額を除く。）の合算額

- (2) 当該年度における法第70条の規定による負担金（介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第72条の規定による調整交付金（介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金（介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第72条の3第1項の規定による繰入金、法第74条及び第75条の規定による補助金（介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、同条の規定による貸付金（介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。））その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用及び介護納付金の納付に要する費用を除く。）のための収入（法第72条の2の2第1項の規定による繰入金及び法第72条の4の規定による療養給付費等交付金を除く。）の額の合算額

行に要する費用並びに後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を除く。)のための収入(法第72条の3第1項の規定による繰入金及び法附則第7条第1項の規定による療養給付費等交付金(以下「療養給付費等交付金」という。))を除く。)の額の合算額 第14条の4～第15条の2及び第15条の3(略) (一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率) 第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 (1) 所得割 <u>100分の90</u> (一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の59</u>に相当する額を、一般被保険者に係る当該年度の住民税額の見込額の総額で除して得た数) (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき<u>28,800円</u> (一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の41</u>に相当する額を、当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額) 2 前項に規定する保険料率を算定する場合において、小数点以下第2位未満の端数があるときはその端数を切り上げ、100円未満の端数の金額があるときはその端数を切り捨てるものとする。 第15条の5・第15条の6 (略) (退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定) 第15条の7 第15条の5の被保険者均等割額は、第15条の4の規定により算定した額と同額とする。 (基礎賦課限度額) 第15条の8 第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額及び第15条の5の基礎賦課額の合算額をいう。第19条及び第19条の2において同じ。)は、<u>470,000円</u>を超えることができない。 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額) 第15条の9 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第19条の2の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 (1) 当該年度における後期高齢者支援金等及び病	第14条の4～第15条の2及び第15条の3(略) (一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率) 第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 (1) 所得割 <u>100分の124</u> (一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の60</u>に相当する額を、一般被保険者に係る当該年度の住民税額の見込額の総額で除して得た数) (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき<u>35,100円</u> (一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の40</u>に相当する額を、当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額) 2 前項に規定する保険料率を算定する場合において、小数点以下第2位未満の端数があるときはその端数を切り上げ、100円未満の端数の金額があるときはその端数を切り捨てるものとする。 第15条の5・第15条の6 (略) (退職被保険者等に係る基礎賦課額の均等割額の算定) 第15条の7 第15条の5の被保険者均等割額は、第15条の4の規定により算定した額と同額とする。 (基礎賦課限度額) 第15条の8 第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額及び第15条の5の基礎賦課額の合算額をいう。第19条及び第19条の2において同じ。)は、<u>530,000円</u>を超えることができない。
--	--

床転換支援金等の納付に要する費用の額から後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額

(2) 当該年度における法第70条の規定による負担金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第72条の規定による調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第75条の規定による補助金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。）及び貸付金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。）その他国民健康保険事業に要する費用（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。）に係るものに限る。）のための収入（法第72条の3第1項の規定による繰入金及び療養給付費等交付金を除く。）の額の合算額（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額）

第15条の10 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。
（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）

第15条の11 前条の所得割額は、一般被保険者に係る当該年度分の住民税額に次条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。
（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）

第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の27（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の59に相当する額を一般被保険者に係る当該年度の住民税額の見込額の総額で除して得た数）

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき8,100円（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の41に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額）

2 前項に規定する保険料率を算定する場合におい

て、小数点以下第2位未満の端数があるときはその端数を切り上げ、100円未満の端数の金額があるときはその端数を切り捨てるものとする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第15条の13 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第15条の14 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る当該年度分の住民税額に第15条の12第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定)

第15条の15 第15条の13の被保険者均等割額は、第15条の12の規定により算定した額と同額とする。

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第15条の16 第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額及び第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額の合算額をいう。第19条及び第19条の2において同じ。）は、120,000円を超えることができない。

(介護納付金賦課総額)

第16条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第19条の2の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における介護納付金の納付に要する費用の額

(2) 当該年度における法第70条の規定による負担金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第72条の規定による調整交付金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第75条の規定による補助金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び貸付金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）その

(介護納付金賦課総額)

第16条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第19条の2の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における介護納付金の納付に要する費用の額

(2) 当該年度における法第70条の規定による負担金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第72条の規定による調整交付金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第74条及び第75条の規定による補助金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）並びに同条の規定による貸付金（介護納付金の納付に要す

他国民健康保険事業に要する費用（介護納付金の納付に要する費用（介護納付金の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。）に係るものに限る。）のための収入（<u>法第72条の3第1項</u>の規定による繰入金を除く。）の額の合算額 第16条の2・第16条の3（略） （介護納付金賦課額の保険料率） 第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 (1) 所得割 <u>100分の21</u>（介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る当該年度の住民税額の見込額の総額で除して得た数） (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき<u>11, 100円</u>（介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額） 2 前項に規定する保険料率を算定する場合において、小数点以下第2位未満の端数があるときはその端数を切り上げ、100円未満の端数の金額があるときはその端数を切り捨てるものとする。 第16条の5（略） （準用規定） 第16条の6 第15条第2項及び第3項の規定は、退職被保険者等に係る基礎賦課額の算定<u>並びに一般被保険者及び退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の算定並びに介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の算定について</u>準用する。 第17条（略） （普通徴収に係る保険料の納期限） 第18条 <u>法第76条の3第1項の規定による普通徴収に係る</u>保険料の納期限は、6月から翌年3月までの各月の末日（12月にあつては、翌年の1月4日）とする。ただし、前年度分までの保険料の納期限は、区長が別に定める各月の末日（12月にあつては、翌年の1月4日）とする。 2 前項の納期限が土曜日に該当するときは、その翌日を納期限とみなす。 （普通徴収に係る保険料の納付額） 第18条の2 前条第1項本文の各納期の納付額は、年額の10分の1とする。ただし、同項ただし書の各納期の納付額は、区長が別に定める額とする。 2 前項の規定により算出した各納期の納付額に10円未満の端数があるときは、その端数金額はすべて最初の納付額に合算するものとする。	る費用に係るものに限る。）その他国民健康保険事業に要する費用（介護納付金の納付に要する費用（介護納付金の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。）に係るものに限る。）のための収入（<u>法第72条の2の第1項</u>の規定による繰入金を除く。）の額の合算額 第16条の2・第16条の3（略） （介護納付金賦課額の保険料率） 第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 (1) 所得割 <u>100分の23</u>（介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る当該年度の住民税額の見込額の総額で除して得た数） (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき<u>12, 000円</u>（介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額） 2 前項に規定する保険料率を算定する場合において、小数点以下第2位未満の端数があるときはその端数を切り上げ、100円未満の端数の金額があるときはその端数を切り捨てるものとする。 第16条の5（略） （準用規定） 第16条の6 第15条第2項及び第3項の規定は、退職被保険者等に係る基礎賦課額の算定<u>及び介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の算定について</u>準用する。 第17条（略） （保険料の納期限） 第18条 保険料の納期限は、6月から翌年3月までの各月の末日（12月にあつては、翌年の1月4日）とする。ただし、前年度分までの保険料の納期限は、区長が別に定める各月の末日（12月にあつては、翌年の1月4日）とする。 2 前項の納期限が土曜日に該当するときは、その翌日を納期限とみなす。 （保険料の納付額） 第18条の2 前条第1項本文の各納期の納付額は、年額の10分の1とする。ただし、同項ただし書の各納期の納付額は、区長が別に定める額とする。 2 前項の規定により算出した各納期の納付額に10円未満の端数があるときは、その端数金額はすべて最初の納付額に合算するものとする。
--	---

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)

第19条 保険料の賦課期日後に、納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた場合における当該納付義務者に係る第14条の4若しくは第15条の5の基礎賦課額、第15条の10若しくは第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額、第16条の2の介護納付金賦課額又は次条各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた日の属する月から、月割をもつて行う。

2 保険料の賦課期日後に、納付義務が消滅し、又は1世帯に属する被保険者数が減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなつた場合における当該納付義務者に係る第14条の4若しくは第15条の5の基礎賦課額、第15条の10若しくは第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額、第16条の2の介護納付金賦課額又は次条各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が消滅した日、又は被保険者数が減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅し、又は被保険者数が減少した場合においては、その消滅し、又は減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日の属する月の前月まで、月割をもつて行う。

3 第15条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による保険料の賦課について準用する。

(保険料の減額)

第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が470,000円を超える場合には470,000円)及び第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が120,000円を超える場合には120,000円)並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が90,000円を超える場合には90,000円)の合算額とする。

(1) 世帯主並びに当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合に

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)

第19条 保険料の賦課期日後に、納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた場合における当該納付義務者に係る第14条の4若しくは第15条の5の基礎賦課額、第16条の2の介護納付金賦課額又は次条各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた日の属する月から、月割をもつて行う。

2 保険料の賦課期日後に、納付義務が消滅し、又は1世帯に属する被保険者数が減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなつた場合における当該納付義務者に係る第14条の4若しくは第15条の5の基礎賦課額、第16条の2の介護納付金賦課額又は次条各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が消滅した日、又は被保険者数が減少した日(法第6条第1号から第5号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅し、又は被保険者数が減少した場合においては、その消滅し、又は減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日の属する月の前月まで、月割をもつて行う。

3 第15条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による保険料の賦課について準用する。

(保険料の減額)

第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が530,000円を超える場合には530,000円)及び第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が90,000円を超える場合には90,000円)の合算額とする。

(1) 世帯主及び当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合に

は、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過する月までの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)につき、地方税法第703条の5第1項の規定の例により算定した総所得金額及び山林所得金額の合算額が同法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 17,280円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 4,860円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 6,660円

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第56条の89第1項に定める額に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者(当該世帯主を除く。)の数と特定同一世帯所属者(当該世帯主を除く。)の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 11,520円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 3,240円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 4,440円

第20条～第22条の2 (略)
(徴収猶予)

第23条 区長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によつて、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限つて徴収猶予することができる。

(1) 納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくは、これに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。

は、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者につき、地方税法第703条の5第1項の規定の例により算定した総所得金額及び山林所得金額の合算額が同法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 21,060円

イ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 7,200円

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第56条の89第1項に定める額に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者(当該世帯主を除く。)の数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 14,040円

イ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 4,800円

第20条～第22条の2 (略)
(徴収猶予)

第23条 区長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によつて、その納付することができないと認められる金額を限度として、6ヵ月以内の期間を限つて徴収猶予することができる。

(1) 納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくは、これに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。

(2) 納付義務者がその事業又は業務を廃止し、若しくは休止したとき。 (3) 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。 (4) 前各号に掲げる理由に類する理由があるとき。 2 前項の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、区長に提出しなければならない。 (1) 氏名及び住所 (2) <u>納期限又は当該保険料の徴収に係る法第76条の4において準用する介護保険法第135条第6項の規定による特別徴収対象年金給付（以下「特別徴収対象年金給付」という。）の支払に係る月及び保険料の額</u> (3) 徴収猶予を必要とする理由 (保険料の減免) 第24条 区長は、<u>次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるもの</u>に対し、保険料を減免することができる。 (1) <u>災害その他特別の事情により生活が著しく困難となつた者</u> (2) <u>次のいずれにも該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）の属する世帯の納付義務者</u> ア <u>被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者</u> イ <u>被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となつた者に限る。）の被扶養者であつた者</u> (イ) <u>健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。</u> (イ) <u>船員保険法の規定による被保険者</u> (ウ) <u>国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員</u> (エ) <u>私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者</u> (オ) <u>健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第</u>	(2) 納付義務者がその事業又は業務を廃止し、若しくは休止したとき。 (3) 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。 (4) 前各号に掲げる理由に類する理由があるとき。 2 前項の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、区長に提出しなければならない。 (1) 氏名及び住所 (2) 納期限及び保険料の額 (3) 徴収猶予を必要とする理由 (保険料の減免) 第24条 区長は、<u>災害その他特別の事情により生活が著しく困難となつた者</u>に対し、保険料を減免することができる。
--	--

126条第3項の規定により当該日雇特例
被保険者手帳を返納した者を除く。

2 前項の規定により、保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収
対象年金給付の支払に係る月及び保険料の額

(3) 減免を受けようとする理由

3 第1項の規定により、保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を区長に申告しなければならない。

第24条の2～第24条の4 (略)

第7章・第8章 (略)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例中第2章に関する事項は、公布の日から、その他の事項は昭和34年12月1日から施行する。

(延滞金の割合の特例)

第2条 当分の間、第22条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

(公的年金等所得に係る保険料の減額の特例)

2 前項の規定により、保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 納期限及び保険料の額

(3) 減免を受けようとする理由

3 第1項の規定により、保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を区長に申告しなければならない。

第24条の2～第24条の4 (略)

第7章・第8章 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例中第2章に関する事項は、公布の日から、その他の事項は昭和34年12月1日から施行する。

(条例の施行に伴う経過規定)

2 昭和34年度に限り、次の表の左欄に掲げる条文のうち、中欄に掲げる事項は、右欄のとおり読み替えて、これを適用するものとする。

左欄	中欄	右欄
第14条	所得割額及び被保険者均等割額の合算額 50,000円	所得割額及び被保険者均等割額の合算額の12分の4 16,666円
第17条	4月1日	12月1日

3 昭和38年度に限り、第16条第2号中「600円」とあるのは「500円」と読み替えて適用する。

(保険料の減額の特例)

第3条 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第19条の2の規定の適用については、同条第1号中「地方税法第703条の5第1項の規定の例により算定した総所得金額」とあるのは「地方税法第703条の5第1項の規定の例により算定した総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から150,000円を控除した金額）」と、「同法」とあるのは「地方税法」とする。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る保険料の減額の特例）

第4条 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第19条の2の規定の適用については、同条第1号中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同条第2号中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに地方税法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「地方税法第314条の2第2項」とあるのは「同法第314条の2第2項」とする。

（長期譲渡所得等に係る保険料の減額の特例）

第5条 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第19条の2の規定の適用については、同条第1号中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同条第2号中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに地方税法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、「地方税法第314条の2第2項」とあるのは「同法第314条の2第2項」とする。

2 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と

4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得（以下「公的年金等所得」という。）について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。以下「特定公的年金等控除額」という。）の控除を受けた場合における第19条の2の規定の適用については、同条第1号中「地方税法第703条の5第1項の規定の例により算定した総所得金額」とあるのは「地方税法第703条の5第1項の規定の例により算定した総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から150,000円を控除した金額）」と、「同法」とあるのは「地方税法」とする。

5 世帯主又はその世帯に属する被保険者が地方税法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第19条の2の規定の適用については、同条第1号中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同条第2号中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに地方税法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、「地方税法第314条の2第2項」とあるのは「同法第314条の2第2項」とする。

6 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する被保険者が地方税法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において前項中「附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とあるのは「附則第35条第5項

あるのは、「附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額」と読み替えるものとする。

(株式等に係る譲渡所得等に係る保険料の減額の特例)

第6条 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第35条の2第6項の株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第19条の2の規定の適用については、同条第1号中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに同法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2号中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに地方税法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「地方税法第314条の2第2項」とあるのは「同法第314条の2第2項」とする。

2 地方税法附則第35条の2の6第7項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは、「株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

3 地方税法附則第35条の3第13項の規定の適用がある場合における第1項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは、「株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第13項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る保険料の減額の特例)

第7条 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第35条の4第4項の先物取引に係る事業所得又は雑所得を有する場合における第19条の2の規定の適用については、同条第1号中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに同法附則第

に規定する短期譲渡所得の金額」と読み替えるものとする。

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が地方税法附則第35条の2第6項の株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第19条の2の規定の適用については、同条第1号中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに同法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2号中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに地方税法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「地方税法第314条の2第2項」とあるのは「同法第314条の2第2項」とする。

8 地方税法附則第35条の2の6第7項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは、「株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

9 地方税法附則第35条の3第13項の規定の適用がある場合における第7項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは、「株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第13項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

10 世帯主又はその世帯に属する被保険者が地方税法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第19条の2の規定の適用については、同条第1号中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同条第2号中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに地方税法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「地方税法第314条の2第2項」とあるのは「同法第314条の2第2項」とする。

11 世帯主又はその世帯に属する被保険者が地方税法附則第35条の4第4項の先物取引に係る事業所得又は雑所得を有する場合における第19条の2の規定の適用については、同条第1号中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに同法附則第35条の4第4項に規定する先

35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第2号中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに地方税法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「地方税法第314条の2第2項」とあるのは「同法第314条の2第2項」とする。

2 地方税法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「先物取引に係る雑所得等の金額」とあるのは、「先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第2号中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに地方税法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「地方税法第314条の2第2項」とあるのは「同法第314条の2第2項」とする。

12 地方税法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「先物取引に係る雑所得等の金額」とあるのは、「先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

（平成10年度分の保険料に関する特例）

13 平成10年度分の保険料に限り、第16条第1号中「100分の162」とあるのは「100分の187」と読み替えて適用する。

（延滞金の割合の特例）

14 当分の間、第22条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

（平成18年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例）

15 平成18年度における第14条の3の規定の適用については、同条第1号中「、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費」とあるのは「、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第11条の規定による改正前の法（以下「平成18年改正前国保法」という。）第52条の規定による入院時食事療養費、平成18年改正前国保法第53条の規定による特定療養費」と、「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、平成18年改正前国保法附則第17項の規定による拠出金の2分の1に相当する額」と、「に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費」とあるのは「に係る平成18年改正前国保法第52条の規定による入院時食事療養費、平成18年改正前国保法第53条の規定による特定療養費」と、同条第2号中「その他」とあるのは

「、平成１８年改正前国保法附則第１６項の規定による交付金その他」とする。

（平成１９年度から平成２１年度までの各年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例）

１６ 平成１９年度から平成２１年度までの各年度における第１４条の３の規定の適用については、同条第１号中「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、法附則第１６項第１号に掲げる交付金を交付する事業に係る法附則第１７項の規定による拠出金に相当する額及び法附則第１６項第２号に掲げる交付金を交付する事業に係る法附則第１７項の規定による拠出金の２分の１に相当する額」と、同条第２号中「その他」とあるのは「、法附則第１６項の規定による交付金その他」とする。

（平成１８年度における公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例）

１７ 平成１８年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成１７年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であつて、平成１６年中に公的年金等所得について所得税法等の一部を改正する法律（平成１６年法律第１４号）第１条の規定による改正前の所得税法第３５条第４項に規定する公的年金等控除額（年齢６５歳以上である者に係るものに限る。以下「旧所得税法による特定公的年金等控除額」という。）の控除を受けたときにおける第１９条の２の規定の適用については、附則第４項の規定にかかわらず、同条第１号中「地方税法第７０３条の５第１項の規定の例により算定した総所得金額」とあるのは「地方税法第７０３条の５第１項の規定の例により算定した総所得金額（所得税法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第２項第１号の規定によつて計算した金額から２８０，０００円を控除した金額）」と、「同法」とあるのは「地方税法」とする。

（平成１９年度における公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例）

１８ 平成１９年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成１８年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であつて、平成１６年中に公的年金等所得について旧所得税法による特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける第１９条の２の規定の適用については、附則第４項の規定にかかわらず、同条第１号中「地方税法第７０３条の５第１項の規定の例により算定した総所得金額」とあるのは「地方税法

第703条の5第1項の規定の例により算定した総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から220,000円を控除した金額）」と、「同法」とあるのは「地方税法」とする。

（平成18年度における保険料に係る所得割額の算定の特例）

19 平成18年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成17年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であつて、平成16年中に公的年金等所得について旧所得税法による特定公的年金等控除額の控除を受けたとき（当該世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る当該年度分の都道府県民税又は市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）の所得割について地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号。以下「平成17年地方税法改正法」という。）附則第2条第3項又は第6条第3項の規定の適用がある場合を除く。）における第15条の規定の適用については、同条第1項中「除く。）」とあるのは「除く。）から6,000円（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が200,000円に満たない場合には、当該公的年金等に係る所得の100分の3に相当する額）を控除（当該都民税及び特別区民税に係る所得割の額に相当する金額を限度とする。）した額」と、同条第3項中「除く。）」とあるのは「除く。）から6,000円（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が200,000円に満たない場合には、当該公的年金等に係る所得の100分の3に相当する額）を控除（当該都道府県民税及び市町村民税に係る所得割の額を東京都都税条例及び中野区特別区税条例に定める算定方法によつて算定し直した額に相当する金額を限度とする。）した額」とする。

20 平成18年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成16年12月31日現在において年齢65歳以上の者で、同年及び平成17年の各年の地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（附則第22項において「合計所得金額」という。）が10,000,000円以下であるものである場合（当該世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る当該年度分の都道府県民税又は市町村民税の所得割について平成17年地方税法改正法附則第2条第3項又は

第6条第3項の規定の適用がある場合を除く。)
における第15条の規定の適用については、同条
第1項中「除く。)」とあるのは「除く。)」から
15,000円を控除(当該都民税及び特別区民
税に係る所得割の額に相当する金額を限度とす
る。)した額」と、同条第3項中「除く。)」と
あるのは「除く。)」から15,000円を控除
(当該都道府県民税及び市町村民税に係る所得割
の額を東京都都税条例及び中野区特別区税条例に
定める算定方法によつて算定し直した額に相当す
る金額を限度とする。)した額」とする。

(平成19年度における保険料に係る所得割額の
算定の特例)

2.1 平成19年度分の保険料の賦課に限り、世帯
主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者
が、平成18年中に公的年金等所得について特定
公的年金等控除額の控除を受けた場合であつて、
平成16年中に公的年金等所得について旧所得税
法による特定公的年金等控除額の控除を受けたと
き(当該世帯主又はその世帯に属する国民健康保
険の被保険者に係る当該年度分の都道府県民税又
は市町村民税の所得割について平成17年地方税
法改正法附則第2条第5項又は第6条第5項の規
定の適用がある場合を除く。)における第15条
の規定の適用については、同条第1項中「除
く。)」とあるのは「除く。)」から7,000円
(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等
に係る所得が200,000円に満たない場合に
は、当該公的年金等に係る所得の100分の3.
5に相当する額)を控除(当該都民税及び特別区
民税に係る所得割の額に相当する金額を限度と
する。)した額」と、同条第3項中「除く。)」と
あるのは「除く。)」から7,000円(所得税法
第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得
が200,000円に満たない場合には、当該公
的年金等に係る所得の100分の3.5に相当す
る額)を控除(当該都道府県民税及び市町村民
税に係る所得割の額を東京都都税条例及び中野区
特別区税条例に定める算定方法によつて算定し直
した額に相当する金額を限度とする。)した額」と
する。

2.2 平成19年度分の保険料の賦課に限り、世帯
主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者
が、平成16年12月31日現在において年齢6
5歳以上の者で、同年及び平成18年の各年の合
計所得金額が10,000,000円以下である
ものである場合(当該世帯主又はその世帯に属す
る国民健康保険の被保険者に係る当該年度分の都
道府県民税又は市町村民税の所得割について平成

(条約適用利子等に係る利子所得等に係る保険料の減額の特例) <u>第8条</u> 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第10項の条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第19条の2の規定の適用については、同条第1号中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、「同	<u>17年地方税法改正法附則第2条第5項又は第6条第5項の規定の適用がある場合を除く。）における第15条の規定の適用については、同条第1項中「除く。）」とあるのは「除く。）から16,000円を控除（当該都民税及び特別区民税に係る所得割の額に相当する金額を限度とする。）した額」と、同条第3項中「除く。）」とあるのは「除く。）から16,000円を控除（当該都道府県民税及び市町村民税に係る所得割の額を東京都税条例及び中野区特別区税条例に定める算定方法によつて算定し直した額に相当する金額を限度とする。）した額」とする。</u> <u>23 平成19年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、当該年度分の特別区民税又は市町村民税に係る地方税法第314条の3第2項に規定する課税総所得金額が700万円以下である者である場合における第15条の規定の適用については、同条第1項中「除く。）」とあるのは「除く。）から50,000円（当該特別区民税に係る地方税法第314条の3第2項に規定する課税総所得金額が200万円に満たない場合は、当該課税総所得金額の100分の2.5に相当する額）を控除（当該都民税及び特別区民税に係る所得割の額に相当する金額を限度とする。）した額」と、同条第3項中「除く。）」とあるのは「除く。）から50,000円（当該市町村民税に係る地方税法第314条の3第2項に規定する課税総所得金額が200万円に満たない場合は、当該課税総所得金額の100分の2.5に相当する額）を控除（当該都道府県民税及び市町村民税に係る所得割の額を東京都税条例及び中野区特別区税条例に定める算定方法によつて算定し直した額に相当する金額を限度とする。）した額」とする。</u> (条約適用利子等に係る利子所得等に係る保険料の減額の特例) <u>24 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第10項の条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第19条の2の規定の適用については、同条第1号中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、「同法」とあるのは</u>
---	--

法」とあるのは「地方税法」と、同条第2号中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る配当所得に係る保険料の減額の特例）

第9条 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約実施特例法第3条の2の2第12項の条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第19条の2の規定の適用については、同条第1号中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、「同法」とあるのは「地方税法」と、同条第2号中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

（平成20年度及び平成21年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例）

第10条 平成20年度及び平成21年度における第14条の3の規定の適用については、同条第1号中「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、法附則第26条第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金に相当する額及び同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金の2分の1に相当する額」と、同条第2号中「その他」とあるのは「、法附則第26条第1項の規定による交付金その他」とする。

（平成20年度における保険料に係る所得割額の算定の特例）

第11条 平成20年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又はその世帯に属する被保険者が、当該年度分の特別区民税又は市町村民税に係る地方税法第314条の3第2項に規定する課税総所得金額が7,000,000円以下である者である場合における第15条の規定の適用については、同条第1項中「除く。）」とあるのは「除く。）」から50,000円（当該特別区民税に係る地方税法第314条の3第2項に規定する課税総所得金額が2,000,000円に満たない場合は、当該課税総所得金額の100分の2.5に相当する

「地方税法」と、同条第2号中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る配当所得に係る保険料の減額の特例）

25 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が租税条約実施特例法第3条の2の2第12項の条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第19条の2の規定の適用については、同条第1号中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、「同法」とあるのは「地方税法」と、同条第2号中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

額)を控除(当該都民税及び特別区民税に係る所得割の額に相当する金額を限度とする。)した額」と、同条第3項中「除く。)」とあるのは「除く。)」から50,000円(当該市町村民税に係る地方税法第314条の3第2項に規定する課税総所得金額が2,000,000円に満たない場合は、当該課税総所得金額の100分の2.5に相当する額)を控除(当該都道府県民税及び市町村民税に係る所得割の額を東京都税条例及び中野区特別区税条例に定める算定方法によつて算定し直した額に相当する金額を限度とする。)した額」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に行われた診療、薬剤の支給又は訪問看護に係る改正前の中野区国民健康保険条例の規定による保険給付については、それぞれなお従前の例による。
- 3 改正後の第14条の2、第14条の3、第15条の4第1項、第15条の8から第16条まで、第16条の4第1項、第16条の6、第19条及び第19条の2の規定は、平成20年度分の保険料から適用し、平成19年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 4 改正前の附則第15項、第17項、第19項及び第20項の規定は、平成18年度分の保険料については、なおその効力を有する。
- 5 改正前の附則第16項、第18項及び第21項から第23項までの規定は、平成19年度分の保険料については、なおその効力を有する。

中野区国民健康保険条例の一部改正について

1. 改正理由

平成20年度からの医療制度改革に適切に対応するための保険料率等の改正及び国民健康保険法、同施行令の改正等に伴い関連条文を改正する。

2. 改正内容

(1) 保険給付の種類、療養の給付に係る一部負担金の負担割合及び保健事業の内容の変更

① 保険給付に高額介護合算療養費の支給を加える。(第5条、第9条の10)

② 療養の給付に係る一部負担金の負担割合の改正

70歳に達する日の属する月の翌月以降である場合 100分の10を100分の20とする。(第7条)

③ 保健事業の内容の変更

高齢者の医療の確保に関する法律第20条の規定による特定健康診査及び同法第24条の規定による特定保健指導の実施に伴い、保健事業の事業内容を改正する。(第13条)

(2) 保険料の賦課額の改正

保険料の賦課額に後期高齢者支援金等賦課額を加えるとともに、その基準(賦課総額、賦課額、所得割及び均等割額の算定、保険料率、賦課限度額)を規定する。(第14条の2、第15条の9～第15条の16、第16条の6、第19条)

所得割 100分の27とする。

均等割額 8, 100円とする。

賦課割合 所得割59:均等割41とする。

賦課限度額 120, 000円とする。

(3) 保険料率及び基礎賦課限度額の改正

① 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率 (第15条の4、同条の8)

所得割 100分の124を100分の90とする。

均等割額 35, 100円を28, 800円とする。

賦課割合 所得割60:均等割40を59:41とする。

賦課限度額 530, 000円を470, 000円とする。

② 介護納付金賦課額の保険料率の改正(第16条の4)

所得割 100分の23を100分の21とする。

均等割額 12, 000円を11, 100円とする。

(4) 保険料の減額の基準及び額の改定

① 保険料の減額の基準の改正（第19条の2、附則第3条～第9条）

保険料の減額の判定に係る世帯の所得の算定に当たり、特定同一世帯所属者（後期高齢者医療の被保険者に該当するため、国民健康保険の被保険者の資格を喪失した者であって、その資格喪失日から5年を経過するまでの間に限り継続して同一の世帯に属する者）の所得を含める旨を規定する。

② 均等割額の改正に伴う保険料の減額の額の改定（第19条の2）

ア．基礎賦課額

第1号該当の基礎賦課額に係る均等割額

21,060円を17,280円とする。

第2号該当の基礎賦課額に係る均等割額

14,040円を11,520円とする。

イ．後期高齢者支援金等賦課額

第1号該当の後期高齢者支援金等賦課額に係る均等割額

4,860円とする

第2号該当の後期高齢者支援金等賦課額に係る均等割額

3,240円とする。

ウ．介護納付金賦課額

第1号該当の介護納付金賦課額に係る均等割額

7,200円を6,660円とする。

第2号該当の介護納付金賦課額に係る均等割額

4,800円を4,440円とする。

(5) 保険料の減免の対象者の改正（第24条）

後期高齢者医療制度の開始に伴い、新たに保険料が発生する旧健康保険被扶養者である前期高齢者を保険料の減免の対象に加える。（資格取得日の属する月以降2年を経過するまでの間に限る。）

(6) 被保険者とし不在者のうち、老人福祉法に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所している低所得者の規定を削除する。（第4条の2）

(7) 税制改正に伴う保険料の激変を緩和するための保険料に係る経過措置の適用期間を延長する。（現行の附則第23項→改正後の附則第11条関係）

(8) その他国民健康保険法等の一部改正等に伴う規定の整備（第10条、第11条、第12条、第14条の3、第15条の7、第16条、第17条、第18条、同条の2、第23条、第24条、附則）

3. 施行時期

平成20年4月1日

保険料率算出に係る基礎数値

基礎保険料率に係る基礎数値（特別区）

		特 別 区		
区分年度		20年度(案)	19年度	増減
一般被保険者数		2,617 千人	2,976 千人	△359 千人
保 険 者 負 担 分 医 療 費	一般分(若人)保険者負担分	4,561 億円	3,499 億円	1,062 億円
	健診・指導費	11 億円	—	11 億円
	前期高齢者交付金 (※納付金との相殺後の金額)	△1,197 億円	—	△1,197 億円
	老人保健医療費拠出金 (※20年度は、20年3月分のみ)	134 億円	1,602 億円	△1,468 億円
	療養給付費交付金（老健分） (※20年度は、20年3月分のみ)	△17 億円	△185 億円	168 億円
後期高齢者支援金分		993 億円	—	993 億円
計(医療費＋支援金分)		4,485 億円	4,916 億円	△431 億円
賦課率		50 %	50 %	同率
賦課総額		2,243 億円	2,458 億円	△215 億円
賦課割合 (所得割:均等割)		57:43	57:43	ポイント改善なし
保 険 料 率	所得割料率 (※20年度は、支援金分との合算数値)	117/100	124/100	△7/100
	均等割額 (※20年度は、支援金分との合算額)	36,900 円	35,100 円	1,800 円
	賦課限度額 (※20年度は、支援金分との合算額)	59 万円	53 万円	6 万円
1人当たり保険料 (※20年度は、支援金分との合算額)		85,900 円	82,596 円	3,304 円

介護納付金賦課額分に係る基礎数値（中野区）

	20年度(案)	19年度	増減	備 考
第2号被保険者数 a	36,000 人	36,000 人	同数	
一人あたり納付金 b	44,000 円	47,300 円	△3300 円	国基準－精算額 50,200円－(6,200円 18年度 分精算額)
介護納付金 c = a × b	1,584 百万円	1,703 百万円	△119 百万円	
賦課率 d	50 %	50 %	同率	23区共通基準
賦課総額 e = c × d	793 百万円	851 百万円	△58 百万円	
賦課割合 (所得割:均等割) f	50 : 50	50 : 50	同率	区ごとに設定
所得割料率 g	21 / 100	23 / 100	△2 / 100	区ごとに設定
均等割額 h	11,100 円	12,000 円	△900 円	23区共通基準
一人あたり保険料 I = b × 0.5	22,000 円	23,650 円	△1,650 円	
世帯限度額 j	90,000 円	90,000 円	同額	国基準

※ 国保料の賦課限度額は、医療分・介護分ともに限度額超過世帯が全世帯の五%台となることを目安に政令で定められている。

中野区国民健康保険の保険料率等の改定内容について

保険料率

項 目	区 分	内 容	20年度(案)	19年度	増 減
基礎賦課額の料率等	医療分	所 得 割	90/100	124/100	△34/100
		均 等 割	28,800 円	35,100 円	△6,300 円
		賦課割合 (所得割:均等割)	59 : 41	60 : 40	1ポイント改善
		賦課限度額	470,000 円	530,000 円	△60,000 円
後期高齢者支援金等賦課額の料率等	後期高齢者支援金分	所 得 割	27/100	—	※20年度創設
		均 等 割	8,100 円	—	
		賦課割合 (所得割:均等割)	59 : 41	—	
		賦課限度額	120,000 円	—	
介護納付金賦課額の料率等	介護分	所 得 割	21/100	23/100	△2/100
		均 等 割	11,100 円	12,000 円	△900 円
		賦課割合 (所得割:均等割)	50 : 50	50 : 50	同率
		賦課限度額	90,000 円	90,000 円	同額

平成20年度特別区国民健康保険（医療分）収入階層別保険料の比較

【前年度との比較】

※20年度は、医療分と支援金分を合算した額

保険料率等比較	平成20年度	平成19年度	比較
所得割料率	117/100	124/100	△7/100
均等割額	36,900 円	35,100 円	1,800 円
賦課限度額	590,000 円	530,000 円	60,000 円

1. 給与所得者の場合

区分	年度 給与収入階層	平成20年度(案)	平成19年度	増減額	増減率
1人世帯	7割減額世帯（給与所得） 98万円（33万円）	11,070 円	10,530 円	540 円	5.1%
	100万円（35万円）	36,900	35,100	1,800	5.1%
	200万円（122万円）	92,153	94,124	-1,971	-2.1%
	300万円（192万円）	148,313	154,202	-5,889	-3.8%
	500万円（346万円）	289,386	301,452	-12,066	-4.0%
	700万円（510万円）	460,557	478,648	-18,091	-3.8%
	800万円（600万円）	551,100	530,000	21,100	4.0%
2人世帯	7割減額世帯（給与所得） 98万円（33万円）	22,140 円	21,060 円	1,080 円	5.1%
	5割減額世帯 100万円（35万円）	36,900	35,100	1,800	5.1%
	200万円（122万円）	83,599	80,647	2,952	3.7%
	300万円（192万円）	139,759	140,725	-966	-0.7%
	500万円（346万円）	270,360	280,380	-10,020	-3.6%
	700万円（510万円）	441,882	454,600	-12,718	-2.8%
	800万円（600万円）	534,900	530,000	4,900	0.9%

参考(給与所得＝給与収入－給与所得控除)

2. 年金所得者(65歳以上)の場合

区分	年度 年金収入階層	平成20年度(案)	平成19年度	増減額	増減率
1人世帯	7割減額世帯（年金所得） 98万円（0万円）	11,070 円	10,530 円	540 円	5.1%
	7割減額世帯 100万円（0万円）	11,070	10,530	540	5.1%
	200万円（80万円）	73,375	57,079	16,296	28.5%
	300万円（180万円）	154,544	132,750	21,794	16.4%
	500万円（347万円）	310,680	293,144	17,536	6.0%
	700万円（517万円）	487,935	478,400	9,535	2.0%
	800万円（605万円）	570,450	530,000	40,450	7.6%
2人世帯	7割減額世帯（年金所得） 98万円（0万円）	22,140 円	21,060 円	1,080 円	5.1%
	7割減額世帯 100万円（0万円）	22,140	21,060	1,080	5.1%
	200万円（80万円）	73,800	70,200	3,600	5.1%
	300万円（180万円）	159,473	133,595	25,878	19.4%
	500万円（347万円）	309,321	290,300	19,021	6.6%
	700万円（517万円）	486,810	474,440	12,370	2.6%
	800万円（605万円）	569,550	530,000	39,550	7.5%

参考(年金所得＝年金収入－年金所得控除)

中野区国民健康保険の保険料減額の改定内容について

保険料の減額(均等割の減額)

項 目	区 分	内 容	20年度(案)	19年度	増 減
6割減額 (7割減額)	医療分	均 等 割	17,280 円 (20,160)	21,060 円 (24,570)	△ 3,780 円 (△4,410)
	後期高齢者支援金分		4,860 円 (5,670)	— —	※20年度創設
	介護分		6,660 円 (7,770)	7,200 円 (8,400)	△540 円 (△630)
4割減額 (5割減額)	医療分	均 等 割	11,520 円 (14,400)	14,040 円 (17,550)	△ 2,520 円 (△3,150)
	後期高齢者支援金分		3,240 円 (4,050)	— —	※20年度創設
	介護分		4,440 円 (5,550)	4,800 円 (6,000)	△360 円 (△450)

中野区ではそれぞれ1割を加算して(7割・5割)減額している。

上記の()内の金額が7割・5割減額にあたる。

※減額基準

世帯の総所得金額

6割(7割)減額 330,000円以下(加入人数に関係なし)

4割(5割)減額 330,000円+(加入人数-1)×245,000円以下